

## ■ 返戻状況（給付台帳に係るもの）

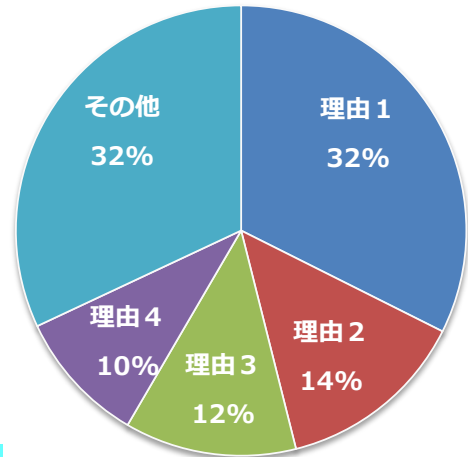
年間の返戻 957 件の内訳

2021年9月審査分～2022年8月審査分の返戻件数 957件

特に2021年9月審査分（9月10日まで国保連合会に送付する分）  
→新しい負担割合証が使用されるタイミング

返戻のうち約4割が「給付率の相違」の理由でした。

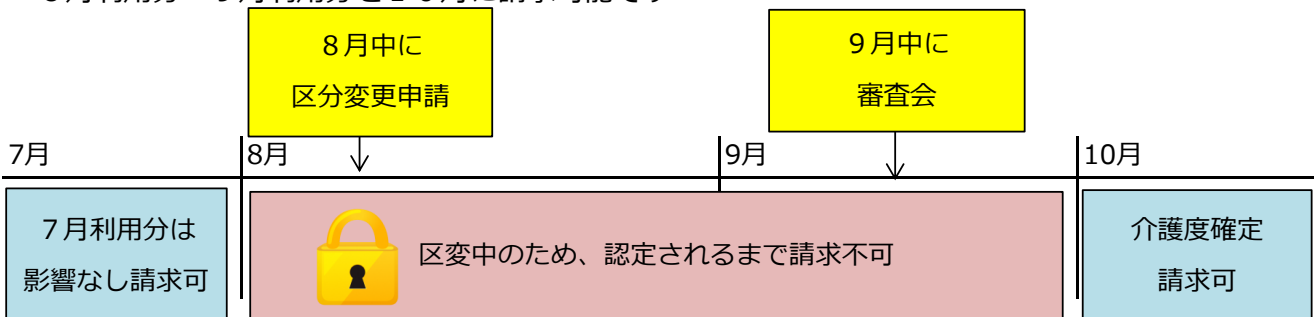
以下はよくある返戻理由ですので、  
ご確認頂くようお願いいたします。



### ■ 返戻理由1 全体の32% 「変更（区変）申請中」

区分変更を行う場合、区分変更を行った月の分から審査会の翌月まで請求ができなくなります。  
また、区分変更の情報が事業所全体に伝わっておらず、区分変更であることを知らない事業所が  
通常通り請求している可能性があります。

例 8月中に区分変更申請、9月中に審査会が行われた場合  
→8月利用分・9月利用分を10月に請求可能です



### ■ 返戻理由2 全体の14% 「（受給者台帳記載項目不一致： 要介護度・生年月日・性別等あっているか？）」

→被保険者証で介護度・生年月日・性別等を確認お願いいたします。

### ■ 返戻理由3 全体の12% 「給付率の相違」

→負担割合証で1～3割負担のいずれかであるか確認お願いいたします。

### ■ 返戻理由4 全体の10% 「台帳に該当する受給者情報が存在しません。」

→健康保険の番号が入力されている、数字の見間違い、最後の桁が抜けている など  
被保険者番号が合っているか確認お願いいたします。

### ■ その他 問合せ頂く内容

Q 前月末に審査会が行われましたが、当月に請求を出して通りますでしょうか。

A 給付台帳は前月末時点の情報で作成するので、以下の①と②が揃っていれば請求が通ります。

①前月末までに、認定審査会が行われている

②前月末までに、青紙もしくは黄紙を長寿介護課または市民福祉課に提出している

青紙…居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書

黄紙…介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書